

本翻訳はロシアNIS貿易会監修による仮訳である。  
本大統領令はウズベキスタン共和国国家法律データベース(<https://lex.uz/docs/4168757>)より  
ダウンロードした露文資料に基づく。

『投資促進および社会発展の年』における  
『2017年から2021年にかけてのウズベキスタン共和国発展の5つの優先的方針に関する行動戦略』  
実現国家プログラム」  
に係る  
ウズベキスタン共和国大統領令

2018年は、「活発な企業活動、革新的（イノベーション的）創意とテクノロジーを支援する年」として、現代科学の成果や革新的（イノベーション的）創意とテクノロジーを経済分野や社会分野および国家行政に導入するための総合的施策が実現された年であった。

この2018年に向けて採択された国家プログラムを実行する過程で、総額にして21兆スムプラス10億米ドルに上る7万6,000件のプロジェクトが実現された。

「豊かな村」プログラムと「豊かなマハッラ」プログラムにより、ウズベキスタンの400を超える村とマハッラにおける豊かな生活のための条件整備を目的として3兆スムが支出された。

「各世帯が企業家」プログラムと「若者はわれらが未来」プログラムには、地域での事業プロジェクト2,600件以上に総額約2兆スムが投入された。

社会分野の発展、住民の社会保障および賃金体系のさらなる改善に細心の注意が払われた結果、住民の実質所得は2017年と比較して12%向上した。

高等教育については、新たな学科が開設され、入学定員が増加したことにより、高等教育を受ける機会が大きく拡大された。

税務行政に根本的に新しいスキームが導入されることによって、税収が予想を上回り、地方予算のもとに5兆5,000億スムが残ることとなった。これは2017年の実績の6倍、2016年と比較すれば32倍となった。

加えて、経済成長の促進、ビジネス環境や投資先としての魅力の向上、国民の可処分所得の増大、およびビジネスを行う上での税負担の軽減を目的とする「ウズベキスタン共和国課税政策改善コンセプト」が採択された。

また、統一社会税が12%に低減されたことに加え、法人の取引額（売上）から強制徴収される、いくつかの目的別国家積立金への納付金が廃止されたことにより、企業が手元に残すことができる資金を増やせるようになった。

2018年には国家間の相互訪問が18回行われ、全体で約500億米ドルに上る投資案件が合意された。現時点において国外からの投資により総額にして230億米ドル相当となる456件のプロジェクトが進められている。

「2017年から2021年にかけてのウズベキスタン共和国発展の5つの優先的方針における行動戦略」を遂行し、2018年12月28日付けウズベキスタン共和国大統領の国民議会（「オリィ・マジリス」）に対する教書に示された課題を効果的かつ遅滞なく行うことを目的として以下を実行する。

1. 16兆9,000億スムに加えて81億米ドルを総予算額とする、『投資促進および社会発展の年』における『2017年から2021年にかけてのウズベキスタン共和国発展の5つの優先的方針における行動戦略』実現国家プログラム（以降「国家プログラム」）を添付文書1<sup>1</sup>にしたがって承認する。その目的とすると

<sup>1</sup> 添付文書はウズベク語のみ（<https://lex.uz/docs/4168749#4172608>）。

ころは以下である。

－国家および社会構築システムの改善の部門において：重要な決定の採択と法の執行の監督に係る議会活動の活性化、行政システムの最適化、行政改革の継続、現代的管理システムの広範な採用、国家サービスの拡充、高技能人材の政府機関への登用を目的とした人事政策の統一、地方の政府機関の権限と責任の見直し、その独立性の拡大。

－法の支配の確保および司法制度のさらなる改革の部門において：司法権の真の独立の確保、住民の平穏な生活や安全および法の秩序、犯罪の早期防止などを担保するために必要な措置の採択、刑法の改正と自由化。

－経済発展および積極的な投資の誘致の部門において：マクロ経済の安定性の確保、健全な競争やビジネス環境および投資環境のさらなる向上のために必要とされる条件の創出、経済への政府の介入の根本的削減、経済成長の高い速度の維持、「闇」経済対策と同経済の比率の大幅な低減、外為規制の自由化の継続。

－社会発展の部門において：失業率の低減、市民の所得の向上、科学と生涯教育の促進、医療サービスの質の向上とその普及率の向上、女性と青少年に対する社会的支援の強化、人々の生活条件の向上、好適な住居の供給と福祉のさらなる向上、社会における健康的なライフスタイルの確立、体育およびスポーツ活動の普及、観光の発展。

－安全保障、国際間の協調、宗教的寛容の保障および外交政策の部門において：国の防衛力の向上、ウズベキスタン共和国軍の強化、国内軍需産業複合体の形成、環境上の安全保障と水資源やその他の天然資源の合理的利用、公開性と平等で互恵的な協力を原則とした外交活動の有効性のさらなる向上。

2. ウズベキスタン共和国大統領府と閣僚会議の役職者、省庁の長、国外駐在のウズベキスタン共和国外交代表部に対して、添付文書2にしたがって担当地域を設定し、「国家プログラム」に示された施策が、なかでも外資の誘致、良好な投資環境の形成、地域の社会発展水準の向上等の分野で効率よく、期限内に実施されるべく、個別に責任範囲を定める。

ウズベキスタン共和国国民議会の上下両院に対して、四半期ごとに「国家プログラム」の進捗状況に関する報告を公聴し、当面の問題点や欠陥の改善、ならびに「国家プログラム」による施策を良質かつ期限内に実施するために必要な措置について提案を行うよう定める。

3. 月に一度、ウズベキスタン共和国首相が、省庁、地方の行政機関、国外駐在のウズベキスタン外交代表部の長とともに投資家と直接会見し、最新の情報通信技術の利用に関するものを含め、投資案件の進捗状況や投資活動の妨げとなる問題の迅速かつ有効な解決法を話し合うことを定例とする。

4. 国内の改革に係わるコンサルティング、専門的サポートを行い、市民生活や国家の運営に係わる改革に加え、国内の投資環境の向上を含む社会経済分野の発展に係わる喫緊の問題についての提言を準備することを目的とする、ウズベキスタン共和国大統領付属の専門家評議会を創設する。

ウズベキスタン共和国閣僚会議とウズベキスタン大統領付属プロジェクト管理局は、2カ月以内に、以下の承認案件に付きウズベキスタン共和国大統領決定の草案を提出する。

－成功している企業経営者、著名な国家指導者や公人、国外居住者を含む国内外の学者を加えた、ウズベキスタン共和国大統領付属専門家評議会の構成案

－ウズベキスタン共和国大統領付属専門家評議会規程。

5. ウズベキスタン共和国経済産業省は、投資国家委員会、カラカルパクスタン共和国閣僚会議、各州政府およびタシケント市庁と共同で、2019年6月1日までに、各地域の特殊性を考慮して最初に投資を呼び込むべき優先分野を定める、ウズベキスタン共和国中期投資政策に係わる戦略（以下「戦略」という）を策定する。

6. 外務省、対外貿易省、ウズベキスタン共和国投資国家委員会は、1週間以内に、関係各省庁と共同で、ウズベキスタン共和国の貿易経済、投資、文化・人文、政治、安全保障分野における優先パートナーである諸外国との2019年におけるさらなる協力関係の活発化と発展に向けた具体的な方策についての提案を策定し、提出する。

提出される方策と方向性は、2019年に向けたウズベキスタン共和国「国家プログラム」と「投資プログラム」と緊密に関連するものでなければならない。

7. ウズベキスタン共和国投資国家委員会、財務省、経済産業省、復興開発基金から提起されている、以下の団体を設立するという提言に同意する。

a) 授権資本金10億米ドルのウズベキスタン共和国直接投資基金（以下「基金」）。同「基金」は以下をその主要課題とする。

－ウズベキスタン経済の生産能力の拡大および競争力のさらなる向上のために、直接外国投資を誘致し、イノベーション技術を導入する。

－国内および国外の民間投資家と長期にわたる互恵的パートナーシップを確立することで投資活動を促進、発展させる。

－投資オファーを評価し、投資案件を考案し、実現する。

－投資環境の改善およびウズベキスタンの投資ポテンシャルと可能性についての国外での広範なプロモーションを支援する。

b) ウズベキスタン共和国直接投資基金管理会社（以下「管理会社」という）。同社はウズベキスタン共和国復興開発基金の資金で設立され、定款資本金500万米ドル、その100%が国有である株式会社とする。

8. 以下を定める。

ウズベキスタン共和国復興開発基金は「基金」の唯一の設立者であり、投資家が諸プロジェクトへの「基金」との共同投資についての決定を下すのに応じて、「基金」の資本金を形成する。

投資プロジェクトは、「管理会社」が優先投資分野に加え経済合理性や実現の有効性に対する評価を考慮した上で独自に選定する。

「基金」が1つの事業に投資する金額の上限は当該事業に予定される投資総額の30%を超えないものとし、残額は投資家の自己資金と同人が調達する資金によるものとする。

「基金」と「管理会社」の活動の調整はウズベキスタン共和国投資国家委員会が行うものとする。

9. ウズベキスタン共和国閣僚会議府は、1カ月以内に、以下につき政府決定を行う。

－ウズベキスタン共和国直接投資基金の規程の承認。

－「基金」と「管理会社」との間の連携方法の設定、共同投資原則に則って外国直接投資を導入するための効率的で透明性の高い商業プラットフォームの構築。

－「基金」と「管理会社」との間での、双方の権利義務、投資政策原則、その実施メカニズムを定めた投資信託委託契約の締結手順の決定。

10. ウズベキスタン共和国大統領府（長官Z. Sh. ニゾミッジノフ）は閣僚会議（首相A. N. アリポフ）、関係各省庁と共同で、2019年3月1日までに、経済の優先分野をはじめとする投資案件の実現を促進・支援する現代的な形態と方法の導入を踏まえ、外国直接投資誘致メカニズムの改善を盛り込んだ、ウズベキスタン共和国大統領決定を起案すること。

11. 2019年3月1日より以下を行うための手順を定める。

－外資導入企業設立者（参加者）とその家族に対し、出国無しで更新可能な有効期限3年の「投資ビ

ザ」を導入する。

－外資導入企業設立者（参加者）を含め、ウズベキスタン共和国領内において商品生産およびサービス提供を行う企業の設立に300万米ドル以上の投資を行った外国の市民に対し、簡素化した手続きにより期間10年の居住許可を与える。

－ウズベキスタン共和国の居住許可もしくは「投資ビザ」を有する外国の投資家、ならびにその家族は、ウズベキスタン共和国国民と同じ条件で医療と教育を受けることができる。

－外国投資家、同人が招請する外国の専門家およびその家族の居留許可は、投資事業が実施されている居住地において、ビザの有効期限と同じ期間（ビザのないときは1年間）で与えられ、国内の他の地域に滞在する場合でも再登録を必要としない。

12. ウズベキスタン共和国復興開発基金、投資国家委員会、財務省、経済産業省から提起されている、ウズベキスタン共和国復興開発基金とアブダビ開発基金（UAE）による、ウズベク・首長国連邦投資会社（以下「投資会社」という）の共同設立提案を採用する。

ウズベキスタン共和国副首相兼投資国家委員会議長S. R. ホルムラドフおよびウズベキスタン共和国復興開発基金専務理事Sh. A. ヴァファエフにウズベク・首長国連邦投資会社設立合意書に署名する権限を付与する。

13. 「投資会社」について以下を定める。

－定款資本金1,000万米ドル、授權資本金10億米ドルの有限責任会社として設立され、その資本の75%はアブダビ開発基金（UAE）、25%はウズベキスタン共和国復興開発基金が引き受けるが、所定の手順により参加者を追加することができる。

*(13項第2段落は2019年5月20日付ウズベキスタン共和国大統領令VII-5722号により改定)*

－既存および新たに設立される事業主体の定款資本の持ち分を取得する、融資を行う、有価証券を発行する、国内および国外の投資家に事業主体の定款資本中の投資会社の持ち分を売却する、あるいは法律が禁じていないその他の形態により投資活動を行うことができる。

－アラブ首長国連邦の金融投資機関や企業との投資協力を発展させる役割を担い、それらとの投資連携を調整し、共同投資事業の実施に支援や協力をを行う。

14. 以下を定める。

－定款ファンド（資本）の30%以上が「投資会社」により形成される新規設立企業には、法律が外資導入企業について定めている優遇措置が適用される。

*(14項第2段落は2019年5月2日付ウズベキスタン共和国大統領令VII-5722号により削除)*

15. 以下を設立する。

－法的改革支援問題担当のウズベキスタン共和国大統領顧問所管部門およびウズベキスタン共和国大統領府法執行活動調整部門内に、ウズベキスタン共和国大統領府内の空席となっている役職を縮小することで確保される5名を職員として設けられる、国際的格付けおよび「電子政府」システム導入業務の調整を担当するセクター。

－各省庁内に定員の範囲内の人員により設けられる、国際的格付けおよび「電子政府」システム導入業務の調整を担当する専門部署。

－ウズベキスタン共和国の国際的格付けと、添付文書3に記載する一連の指数を向上させることに責任を負う省庁のリストを承認する。

16. ウズベキスタン共和国大統領府附属情報マスコミュニケーション局に、「PR」センターの役割を託し、おもに外国の実業界、企業家、潜在的投資家、国家指導者や公人を対象に、国内で行われている、

「国家プログラム」によるものを含む、広範な改革の進捗状況とウズベキスタン共和国内に創出された好適なビジネス環境について広報することの責任を担わせる。

*(16項第1段落は2019年12月10日付ウズベキスタン共和国大統領令VII-5892号により改定)*

ウズベキスタン共和国大統領府（長官Z. Sh. ニゾミッジノフ）は、「PR」センターが機能を遂行する上で実施する施策の具体的な資金源についても定める、ウズベク出版報道局の活動を改善するためのウズベキスタン共和国大統領令の草案を2週間以内に作成すること。

17. ウズベキスタン共和国国有資産管理庁は、国家機関および部門管理機関、地方の国家機関と共同で、大手国際金融コンサルティング機関の協力を仰ぎ、2019年7月1日までに、授権資本のうち、国および部門管理機関が所有する株式（持ち分）の売却が予定される、戦略的意義を有しない事業体の統一名簿を作成し、管理できるようにする。

18. 国有資産管理庁は、投資国家委員会、外務省、ウズベク出版報道局および国外駐在のウズベキスタン共和国外交代表部と共同で、2019年7月10日までに、国および国の部門管理機関が所有する株式（持ち分）の売却が予定される事業体のプロジェクトを含む有望な投資プロジェクトや官民パートナーシッププロジェクトについて世界の実業界に向けて行うプレゼンテーション（「ロードショー」）の開催日程を承認し、これを1年以内に開催する。

19. 先天的な障害を負った子を持つ母親については、2019年3月1日以降、年金受給に必要な就労年限を欠いている場合にも、年金受給年齢に達した時点で社会保障給付を行うものとする。

ウズベキスタン共和国閣僚会議は、1カ月以内に、本項の社会保障給付の金額と支払い手続きについて定める政府決定を下す。

20. ウズベキスタン共和国雇用・労働関係省の2019年の優先課題により、若者をはじめとする無職の者に労働市場が必要とする職能についての再訓練を施す体系的業務を組織し、職能資格の取得・証明の全国的制度を導入する。

市民、特に若者に自己の職能を高めるよう促す実効性のある奨励策の策定を含めた職能資格向上全国制度を導入すること、ならびに、雇用・労働関係省の一部機関である職業専門学校に基づいて、官民パートナーシップ方式による無職および失業中の市民のための訓練センターを設立することも含め、最新の教育、生産技術に基づく職業教育および職能評価を実施することに、特に注意を払う。

21. ウズベキスタン共和国雇用・労働関係省は、1カ月以内に、国家プログラムに指定されている現代的な職業訓練制度を国内に導入し発展させるという課題を実現するため、労働者のプレステージを高め、職業訓練を発展させることを目指す国際的運動に加わるための措置を実現できるようにする。

22. 2019～2020年にかけての教育年度を初年度として、

－高等教育施設への入学願書を国家サービスセンターを経由して受け付ける方式を段階的に導入する。

－徴兵期間を終了し、部隊司令部の推薦状を有する高等教育施設入学希望者たちに、同人たち同士が競争した上で得られる入学枠を一定数用意する。

23. ウズベキスタン共和国閣僚会議付属教育監察庁は2019年3月1日までに以下を実施すること。

－高等・中等専門教育省、雇用・労働関係省および経済産業省と共同で、高等教育機関が将来の経済や社会分野からの需要を考慮し、また自らがその人材養成能力を高い水準で維持できる範囲で学生の定員を独自に決定する手順を、2019～2020年にかけての教育年度から導入する予定に立って、承認する。

－高等・中等専門教育省と共同で、国外で取得する卒業資格の認定に対する人工的障壁を撤廃し、こ

の認定プロセスを最適化するための提案を行う。

24. 内務省は最高検察庁、国家保安庁、司法省およびその他の関係省庁と共同で、1カ月以内に、ウズベキスタン共和国国民議会（オリィ・マジリス）立法院に以下を盛り込んだ法案を提出すること。

－ウズベキスタン共和国への滞在規則違反に係る犯罪への対応の非厳格化。

－ウズベキスタン共和国への滞在規則違反に係わる行政処分の差別化、そうした事件の国家機関による審理の迅速性の確保。

25. ウズベキスタン共和国議会（オリィ・マジリス）両院、ウズベキスタン青年同盟、「発展戦略」センター、市民社会形成モニタリング独立研究所、ウズベキスタン非政府非営利組織全国協会、電子マスメディア一般大衆全国協会から提起された以下の提言に同意する。

a) 非政府非営利組織「『ユクサリシ（発展）』全国運動」を設立し、カラカルパクスタン共和国およびタシケントにその地方支部を設立する。

b) 国家プログラムによるものを含め、計画された改革の実現に資するために団結した市民、在外国民、非政府非営利組織が自主的に団結した「ユクサリシ」全国運動の基本任務を、以下の方法で定める。

－大衆および実業界との開かれた対話の構築。

－効率的な公共管理システムの形成。

－国の行政管理機関、非政府非営利組織、その他の市民社会の組織の力、および市民、特に若者の力の動員。

－ウズベキスタン共和国議会（オリィ・マジリス）両院および地方評議会（ケンガシャフ）における、国家プログラムによるものを含む計画された改革の進捗状況の検討への積極的参加。

－ウズベキスタン共和国議会（オリィ・マジリス）両院、同大統領府および閣僚会議への定期的な分析情報と提言の提出。

c) ウズベキスタン共和国議会（オリィ・マジリス）立法院議員の中から「全国運動」リーダーを選出し、カラカルパクスタン共和国閣僚会議議長・各州知事およびタシケント市市長の顧問でもある地方評議会（ケンガシャフ）の議員の中から地域支部リーダーを選出する。

ウズベキスタン共和国閣僚会議は、「ユクサリシ」全国運動の活動実施に関する政府決定を2週間以内に採択する。

26. 司法省は「ユクサリシ」全国運動および「発展戦略」センターとともに以下を実現させる。

－「国家プログラム」の進捗状況を系統的にモニタリングし、同プログラムを良質かつ期限内に遂行するための追加措置を講ずる勧告を作成する。

－「国家プログラム」実現の進捗状況に関する情報を毎月総括し、それぞれのウェブサイト上に成果を掲載し、具体的な数値および実現した望ましい変化も添付する。

－モニタリング結果に関する情報をウズベキスタン共和国大統領府および閣僚会議に四半期ごとに提出する。

－「国家プログラム」実現の成果に関する情報・分析概観を作成し、これを外国語で公開し、広範に流布させる。

27. ウズベキスタン国営情報局、国営ウズベキスタン・テレビラジオ会社、ウズベキスタン共和国大統領府所属情報マスメッセージ局は、国際記者クラブ、独立紙媒体マスメディアおよびウズベキスタン通信発展支援社会基金、全国電子メディア協会、ウズベキスタン全国非政府非営利組織協会と緊密に連携して以下を実現する。

*(27項第1段落は2019年12月10日付ウズベキスタン共和国大統領令VII-5892号により改定)*

- －本大統領令の目的と課題を、メディアおよびインターネット上において広く説明する。
- －「国家プログラム」の実現の進捗状況に関する客観的かつ十全な情報を、広範な公衆に対して迅速に伝達する。

28. 司法省は、関係する省庁と共同で、ウズベキスタン共和国閣僚会議に対して1カ月以内に、本大統領令から派生する法律の変更と追加についての提言を行う。

29. 本大統領令の履行についての監督の任務を、ウズベキスタン共和国首相A. N. アリポフ、ウズベキスタン共和国大統領府長官Z. Sh. ニゾミッジノフおよびウズベキスタン大統領顧問に委ねる。

ウズベキスタン共和国大統領Sh. ミルジヨエフ

タシケント市  
2019年1月17日  
VII-5635号

2019年1月17日付ウズベキスタン共和国大統領令 UP-5635号 添付文書2  
ウズベキスタン共和国大統領府、閣僚会議の役職者、省庁の長および  
国外駐在ウズベキスタン共和国外交代表部の担当地域

№	地域名	大統領府、閣僚会議、省庁の役職者	担当する外交代表部
1.	アンディジャン州	D. A. クチカロフ： 副首相兼財務相	1. 在ドイツ・ウズベキスタン大使館
			2. 在インド・ウズベキスタン大使館
			3. 在キルギス・ウズベキスタン大使館
2.	ブハラ州	G. K. サイドヴァ： 大統領副顧問	1. 在中国ウズベキスタン大使館
			2. 在イスラエル・ウズベキスタン大使館
			3. 在インドネシア・ウズベキスタン大使館
3.	ジザフ州	D. R. リー： 大統領付属国家プロジェクト 管理庁長官	1. 在ロシア・ウズベキスタン大使館
			2. 在フランス・ウズベキスタン大使館
			3. 在ベラルーシ・ウズベキスタン大使館
4.	カシュカダリヤ州	B. M. マヴロノフ： 大統領第一副顧問	1. 在英国ウズベキスタン大使館
			2. 在ポーランド・ウズベキスタン大使館
			3. 在イラン・ウズベキスタン大使館
5.	ナヴォイ州	M. B. アジモフ： 関税国家委員会議長	1. 在米国ウズベキスタン大使館
			2. 在アラブ首長国連邦ウズベキスタン大使館
			3. 在ウクライナ・ウズベキスタン大使館

6.	ナマンガン州	A. A. アブドゥハキモフ： 副首相	1. 在ベルギー・ウズベキスタン大使館
			2. 在エジプト・ウズベキスタン大使館
			3. 在アゼルバイジャン・ウズベキスタン大使館
7.	サマルカンド州	S. R. ホルムラドフ： 副首相	1. 在トルコ・ウズベキスタン大使館
			2. 在中国ウズベキスタン大使館
			3. 在スペイン・ウズベキスタン大使館
			4. 在ギリシャ・ウズベキスタン共和国総領事館
8.	スルハンダリヤ州	M. M. イクラモフ： 会計検査院院長	1. 在日本国ウズベキスタン大使館
			2. 在オーストリア・ウズベキスタン大使館
			3. 在アフガニスタン・ウズベキスタン大使館
			4. 在タジキスタン・ウズベキスタン大使館
9.	シルダリヤ州	R. K. ダヴレトフ： 司法相	1. 在中国ウズベキスタン大使館
			2. 在イタリア・ウズベキスタン大使館
			3. 在カザフスタン・ウズベキスタン大使館
10.	フェルガナ州	E. M. ガニエフ： 大統領副補佐官	1. 在大韓民国ウズベキスタン大使館
			2. 在ラトビア・ウズベキスタン大使館
			3. 在オマーン国ウズベキスタン大使館
11.	ホラズム州	A. Zh. ラマトフ： 第一副首相	1. 在マレーシア・ウズベキスタン大使館
			2. 在サウジアラビア王国ウズベキスタン大使館
			3. 在トルクメニスタン・ウズベキスタン大使館
12.	タシケント州	O. B. ムロドフ： 検事総長	1. 在トルコ・ウズベキスタン大使館
			2. 在ロシア連邦ウズベキスタン大使館
			3. 在パキスタン・ウズベキスタン大使館
			4. 在カザフスタン・ウズベキスタン大使館
13.	カラカルパクスタン 共和国	N. S. オタジョノフ：副首相、 A. I. イクラモフ： 商工会議所会頭	1. 在日本国ウズベキスタン大使館
			2. 在ドイツ・ウズベキスタン大使館
			3. 在クウェート・ウズベキスタン大使館
14.	タシケント市	A. N. アリポフ：首相、 Zh. A. ホジャエフ： 対外貿易相	1. 在米国ウズベキスタン大使館
			2. 在韩国ウズベキスタン大使館
			3. 在シンガポール・ウズベキスタン大使館

2019年1月17日付ウズベキスタン共和国大統領令UP-5635号 添付文書3  
 ウズベキスタン共和国の国際的格付けおよび指標を向上させることに責任を負う省庁のリスト

№	カテゴリー	指標	責任担当省庁
1	経済自由度指標		経済産業省 (B. ホジャエフ)
1.1	法の支配	所有権	司法省 (R. ダヴレトフ)、 知的財産庁(A. ファイズラエフ)、投資国家委員会(S. ベケノフ)、土地資源・測地・地図作成国家不動産調査国家委員会 (A. アブドゥラエフ)
		司法業務の効率性	最高裁判所 (K. カミロフ)、 司法省 (R. ダヴレトフ)
		国の全一性	司法省 (R. ダヴレトフ)、最高裁判所 (K. カミロフ)、 最高検察庁 (O. ムロドフ)
1.2	国家の介入度	税負担	税務国家委員会 (B. ムサエフ)、財務省 (A. ハイダロフ)、 経済産業省 (B. ホジャエフ)
		国家支出	財務省 (A. ハイダロフ)、経済産業省 (B. ホジャエフ)
		財政の健全性	財務省 (A. ハイダロフ)、中央銀行 (M. ヌルムラトフ)、 経済産業省 (B. ホジャエフ)
1.3	規制の実効性	事業活動の自由度	最高検察庁 (O. ムロドフ)、経済産業省 (B. ホジャエフ) 商工会議所 (A. イクラモフ)
		労働市場の自由度	雇用・労働関係省 (Sh. クドビエフ)、司法省 (R. ダヴレトフ)
		通貨の自由度	中央銀行 (M. ヌルムラトフ)、 財務省 (A. ハイダロフ)、
1.4	市場の開放性	貿易の自由度	対外貿易省 (Zh. ホジャエフ)、 関税国家委員会 (M. アジモフ)
		投資の自由度	投資国家委員会 (S. ベケノフ)、経済産業省 (B. ホジャエフ)
		金融の自由度	中央銀行 (M. ヌルムラトフ)、財務省 (A. ハイダロフ)、 経済産業省 (B. ホジャエフ)、投資国家委員会 (S. ベケノフ)

2	国際競争力指数		財務省 (Zh. クチカロフ)
2.1	研究機関の質	国立研究機関	司法省 (R. ダヴレトフ)
		民間研究機関	経済産業省 (B. ホジャエフ)、投資国家委員会 (S. ベケノフ)
2.2	インフラ	交通インフラ	ウズベキスタン鉄道 (A. ラマトフ)、ウズベキスタン航空 (I. ハキモフ)、 ウズベク自動車運輸庁 (D. デフカノフ)、自動車道路国家委員会 (A. アブドゥヴァリエフ)
		電気および電話インフラ	ウズベクエネルギー (U. ムスタフォエフ)、情報技術・通信発展省 (Sh. サジコフ)
2.3	マクロ経済環境	国家予算収支	財務省 (A. ハイダロフ)、中央銀行 (M. ヌルムラトフ)、 経済産業省 (B. ホジャエフ)、投資国家委員会 (S. ベケノフ)
		総国民貯蓄	
		インフレーション	
		政府債務	
		ソブリン格付け	

2.4	保健および初等教育	保健	保健省 (A. シヤドマノフ)
		初等教育	国民教育省 (Sh. シェルマトフ)、就学前教育省 (A. シン)
2.5	高等教育およびその他の教育訓練	教育水準	高等・中等専門教育省 (I. マジドフ)、国民教育省 (Sh. シェルマトフ)
		教育の質	
		就業時間内教育	
2.6	商品市場の効率性	国内競争	独占禁止委員会、経済産業省 (B. ホジャエフ)、税務国家委員会 (B. ムサエフ)
		国外競争	対外貿易省 (Zh. ホジャエフ)、投資国家委員会 (S. ベケノフ)、関税国家委員会 (M. アジモフ)
		需要条件の質	経済産業省 (B. ホジャエフ)
2.7	労働市場の効率性	柔軟性	雇用・労働関係省 (Sh. クドビエフ)、税務国家委員会 (B. ムサエフ)
		人材の効果的利用	
2.8	金融市場の発達	効率性	財務省 (A. ハイダロフ)、中央銀行 (M. ヌルムラトフ)、
		信頼性と確実性	
2.9	技術基盤	技術的適応性	情報技術・通信発展省 (Sh. サジコフ)、国家プロジェクト管理庁 (D. リー)、イノベーション発展省 (I. アブドゥラフマノフ)、投資国家委員会 (S. ベケノフ)
		ICTの利用	
2.10	市場規模	国内市場規模	経済産業省 (B. ホジャエフ)
		国外市場規模	対外貿易省 (Zh. ホジャエフ)
2.11	ビジネスの成長段階	ローカルベンダーの数	経済産業省 (B. ホジャエフ)、財務省 (A. ハイダロフ)、会計検査院 (A. イクラモフ)
		ローカルベンダーの質	
		産業クラスターの成長状況	
		競争優位性の内容	
		バリューチェーンの幅	
		国際分業の管理	
		生産プロセスの改善	
		マーケティングの規模	
		権限移譲の用意	
専門的管理への依存			
2.12	イノベーション	イノベーションの可能性	イノベーション発展省 (I. アブドゥラフマノフ)、科学アカデミー (B. ユルダシェフ)、高等・中等専門教育省 (I. マジドフ)、知的財産庁 (A. ファイズラエフ)、財務省 (A. ハイダロフ)、国家プロジェクト管理庁 (D. リー)
		科学研究所の質	
		企業におけるR&D費	
		研究開発における産学協同	
		国家購入とハイテク製品	
		研究者と技術者の存在	
		特許協力条約による国際特許出願	
知的所有権の保護			

3.	<b>Doing businessの指標</b>	<b>財務省 (B. ホジャエフ)</b>
3.1	法人設立	司法省 (R. ダヴレトフ)
3.2	建設許可取得	建設省 (A. トッフタエフ)
3.3	電力事情	ウズベクエネルゴ (U. ムスタフォエフ)、国家検査局ウズゴスエネルゴナドゾル (D. イサクロフ)
3.4	不動産登記	土地資源・測地・地図作成国家不動産調査国家委員会 (A. アブドゥラエフ)、司法省 (R. ダヴレトフ)
3.5	資金調達	中央銀行 (M. ヌルムラトフ)、
3.6	少数株主保護	資本市場発展庁
3.7	納税	財務省 (A. ハイダロフ)、税務国家委員会 (B. ムサエフ)
3.8	輸出入	対外貿易省、(Zh. ホジャエフ)、 関税国家委員会 (M. アジモフ)
3.9	契約執行	最高裁判所(K. カミロフ)、最高検察庁強制執行局(B. クドラトホジャエフ)
3.10	破綻処理	国有資産管理庁 (N. ジュラエフ)
3.11	国家買付	財務省 (D. クチカロフ)
3.12	労働市場規制	雇用・労働関係省 (Sh. クドビエフ)

4	<b>経済協力開発機構 (OECD) の信用格付け</b>	<b>財務省 (Zh. クチカロフ)</b>
---	-------------------------------	------------------------

5	<b>法治指数</b>	<b>司法省 (R. ダヴレトフ)</b>
5.1	政府機関の権限の制限	司法省 (R. ダヴレトフ)
5.2	汚職の根絶	最高検察庁 (O. ムロドフ)
5.3	治安	内務省 (P. ババジャノフ)
5.4	基本権の擁護	最高検察庁 (O. ムロドフ)
5.5	政府機関の透明性	最高検察庁 (O. ムロドフ)、司法省 (R. ダヴレトフ)
5.6	法の遵守	最高検察庁 (O. ムロドフ)

5.7	民事執行手続	最高裁判所 (K. カミロフ)
5.8	刑事執行手続	最高裁判所 (K. カミロフ)
5.9	非公式な法執行手続	司法省 (R. ダヴレトフ)、 最高裁判所 (K. カミロフ)、最高検察庁 (O. ムロドフ)
6.	<b>腐敗認識指数</b>	<b>最高検察庁 (O. ムロドフ)</b>
7.	<b>人間開発指数</b>	<b>経済産業省 (B. ホジャエフ)</b>
7.1	平均寿命	保健省 (A. シャドマノフ)
7.2	教育指数	国民教育省 (Sh. シェルマトフ)、高等・中等専門教育省 (I. マジドフ)、就学前教育省 (A. シン)
7.3	所得指数	経済産業省 (B. ホジャエフ)、国家統計局 (B. ベガロフ)
8.	<b>民主主義指数</b>	<b>司法省 (R. ダヴレトフ)</b>
8.1	選挙過程と多元性	中央選挙管理委員会 (M. アブドゥサロモフ)
8.2	政府機能	国民議会 (オリィ・マジリス) 両院 (N. ユルダシェフ、 N. イスモイロフ)、司法省 (R. ダヴレトフ)
8.3	政治参加	中央選挙管理委員会 (M. アブドゥサロモフ)、司法省 (R. ダヴレトフ)
8.4	政治文化	司法省 (R. ダヴレトフ)
8.5	人権擁護	最高裁判所 (K. カミロフ)、最高検察庁 (O. ムロドフ)
9.	<b>報道自由度指数</b>	<b>情報マスコミュニケーション庁 (K. アラムジョノフ)</b>
10.	<b>物流パフォーマンス指数</b>	<b>経済産業省 (B. ホジャエフ)</b>
11.	<b>電子政府開発指数</b>	<b>国家プロジェクト管理庁 (D. リー)、情報技術・通信発 展省 (Sh. サジコフ)</b>
12.	<b>統計能力指数</b>	<b>国家統計局 (B. ベガロフ)</b>
13.	<b>産業競争力指数</b>	<b>経済産業省 (B. ホジャエフ)、投資国家委員会 (S. ベケ ノフ)</b>
14.	<b>投資規制指数</b>	<b>投資国家委員会 (S. ベケノフ)</b>
15.	<b>グローバルイノベーション指数</b>	<b>イノベーション発展省 (I. アブドゥラフマノフ)</b>
16.	<b>国別政策制度評価指数</b>	<b>閣僚会議付属投資および対外経済関係問題事務局 (E. ガニエフ)</b>

(添付文書3は2019年12月10日付ウズベキスタン共和国大統領令VII-5892号により改定)